

人民法院の執行に関する 若干の問題についての規定（試行）

（最高人民法院裁判委員会1998年7月8日公布，1998年7月18日施行）

田村陽子*（監訳）

張悦**（訳）

はじめに

現在の中国において、民事執行制度に関する単独の法律は存在しない。民事訴訟法の中の第3編のほか、民法に担保執行の規定があり、商法に形式的競売の規定が定められ、最高人民法院が1992年7月14日に公布した「民事訴訟法の適用に関する若干の問題についての意見」第17章のほか、1998年7月8日公布の本翻訳資料の「人民法院の執行に関する若干の問題についての規定」が存在する。また、強制競売および差押えに関わる立法の欠缺を補足するべく、2004年10月26日に「最高人民法院の人民法院の民事執行における財産の查封（封印）・扣押（留置）・凍結に関する規定」および「最高人民法院の人民法院の民事執行における財産の競売・変売（換金）に関する規定」が成立された。さらに、2007年10月28日に成立した中国民事訴訟法の改正に伴い、その中の第3編の執行手続の内容も改正されたことを受けて、若干の解釈規定（2008年9月8日「中華人民共和民事訴訟法執行手続についての若干の問題に関する解釈」（邦訳：粟津光世「中国民事訴訟法改正に伴う執行手続に関する司法解釈」国際商事法務37巻1号2009年75頁以下）も存在する。

現行中国民事訴訟法では民事執行についての条文が全34条（2012年の改正民事訴訟法でも全35条）しかないところ、「人民法院の執行に関する若干の問題についての規定」は全137条に及ぶもので中国の民事執行については、一番詳細でまとまった法規である。本規定をめぐる本邦の翻訳には、すでに江口拓哉「中国における執行に関する新しい規定について〔上〕」国際商事法務26巻9号（1998年）936頁以

* たむら・ようこ 立命館大学法学部教授

** ちょう・えつ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

下、同「中国における執行に関する新しい規定について〔下〕」国際商事法務26巻10号（1998年）1066頁以下がある。そのため、屋上屋を架すような形にはなるが、今般、共訳者は、現在の中国民事執行制度全体を検討するにあたり本規定を見直し、改めて本規定の重要性を認識したところであるので、公表しておくこととする（詳しい現在の中国民事執行制度および民事執行制度の日中比較については張悦「中国民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——（1）」立命館法学第341号（2012年）480頁以下、同「中国民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——（2・完）」立命館法学本号を参照されたい）。この規定の施行後に、そこで引用されてきた中国民事訴訟法の条文が2007年10月28日に変更されていることもあり、また2012年8月31日現在、新しい改正法が成立し、来年2013年1月1日から施行される状況にあることも、事情として付記しておく。

中国における今回の民事訴訟法の改正は、公益訴訟（環境訴訟）・少額訴訟・悪意訴訟に対する救済手続の新設、檢察機関の民事訴訟についての監督権の強化、当事者の訴訟権利の明確化、民事証拠・証人に関する規定の規範化および財産保全の法定化に関する事項が主であり、執行編については、今後の単独立法化が予定されており、今回の民事訴訟法改正において、執行の内容に関わる改正は、ほんの一部に留まり、新しい規定としては、235条の1条が増えたのみである（235条「人民檢察院は民事執行活動に対する法的監督を行う権限がある」）。

ただし、執行関連の民事訴訟法の条文の番号が変更されたことから、本翻訳にあたっては、新しい民事訴訟法の条文を引用することとした。本翻訳においては、2007年民事訴訟法を現民事訴訟法と呼び、2012年改正民事訴訟法を新民事訴訟法と呼ぶことにする。新しい民事訴訟法の条文に対応させたので、現在の執行規定については、以下の本翻訳を参照されたい。

目 次

- 一. 執行機関およびその職責（1～9）
- 二. 執行管轄（10～17）
- 三. 執行の申立ておよび移送（18～23）
- 四. 執行前の準備および被執行人の財産状況に対する調査・解明（24～31）
- 五. 金銭給付の執行（32～56）
- 六. 財産の引渡しおよび執行行為の完了（57～60）
- 七. 被執行人の期限が到来した債権に対する執行（61～69）
- 八. 訴外者（原文「案外人」）の異議に対する処理（70～75）
- 九. 被執行主体の変更および追加（76～83）

- 十. 執行担保および執行和解 (84~87)
- 十一. 複数債権者の一人の債務者に対する執行申立ておよび配当参加 (88~96)
- 十二. 執行妨害行為に対する強制措置の適用 (97~101)
- 十三. 執行の中止・終結・終了および執行回復 (102~110)
- 十四. 執行委託・執行協力および執行争議の調整 (111~128)
- 十五. 執行監督 (129~136)
- 十六. 付 則 (137)

執行手続において法律を正しく適用し、有効な法律文書を法に基づき適時に執行し、当事者の正当な利益を守るために、『中華人民共和国民事訴訟法（以下、「民事訴訟法」という）』等に関する法律規定に基づき、かつ人民法院による執行についての実務経験を踏まえて、執行に関する若干の問題について、以下の通り規定する。

一. 執行機関およびその職責

1. 人民法院は、必要があれば、関係法律の規定に従い、執行機関を設立し、専門的に責任をもって執行を行う。
2. 執行機関は、次に掲げている発効した法律文書の執行を行う。
 - (1) 人民法院の民事・行政の判決・裁定・調停書、民事制裁決定・支払命令および刑事付帯私訴における判決・裁定・調停書
 - (2) 法に基づき、人民法院が執行処分を行うべき行政処罰決定・行政処分決定
 - (3) 国内の仲裁機関が下した仲裁判断と調停書、人民法院が『中華人民共和國仲裁法』の関連規定により下した財産保全・証拠保全の裁定
 - (4) 公証機関が法に基づき強制執行力を与えた金銭債権・物品の返済を求める債権文書
 - (5) 人民法院の裁定によって効力が承認された外国裁判所の判決・裁定および外国仲裁機関の仲裁判断

1) 中国では、日本のような仮執行宣言制度はないが、事前執行制度というものがある。事前執行とは、当事者間の権利義務関係が明確で、債務者に履行能力がある場合には、扶養費・養育費・医療費・労働報酬等の緊急を要する費用につき、判決が出される前に、事前に一方当事者に一定の財産を給付させる制度である（現民事訴訟法97条、98条（新106条、107条））。

(6) 法により人民法院が執行を行うその他の法律文書

3. 人民法院が民事・行政事件の審理中に下した財産保全や事前執行¹⁾（原文「先予執行」）の裁定は、当該事件を審理した「裁判廷」（原文「審判廷」）²⁾ が責任をもって執行を行う。
4. 人民法廷³⁾が結審した事件は、人民法廷が責任をもって執行を行う。そのうち、複雑で疑わしく判断の難しい事件または被執行人⁴⁾が当該人民法院の管轄地域に存しない事件については、執行機関が責任をもって執行を行う。
5. 執行手続において重大な事項を取り扱うときは、三名以上の執行員⁵⁾による討論を経て、かつ法院院長からの同意を受けなければならない。
6. 現民事訴訟法213条（新237条）⁶⁾ または258条（新274条）により、仲裁判断に執行不許の事由の有無についての審査は、合議廷で行わなければならない。
7. 執行機関は、適時かつ有効に執行を行うために必要な交通手段・通信設備・音声映像設備および警械用具等を配置しなければならない。
8. 執行職員⁷⁾は、職務執行にあたって、関係者に勤務先の身分証明書（原文「工作証」）と職務執行の身分証明書（原文「執行公務証」）を提示し、規定された服装を着なければならない。必要な場合には、司法警察⁸⁾が参加しなければならない。

執行職員の職務執行の身分証明書は、最高人民法院により統一的に制作し発行される。

9. 上級人民法院の執行機関は、その下級人民法院の執行行為に対し、監督・指導・調整（協力）する責任を負う。

2) 中国の「裁判廷」は、人民法院の内部で、必要に応じて、立案廷、刑事裁判廷、民事裁判廷、行政裁判廷、裁判監督廷（再審機関）および執行局に分かれている。

3) 「人民法廷」は日本の簡易裁判所とは同じ組織である。

4) 日本民事執行法における債務者は、中国民事執行に関する制度では「被執行人」と呼ばれている。

5) 中国の執行機関の設置については、一元制を採用しており、執行機関は執行局しかない。執行員は執行局に属する点で、日本の執行官と異なる。

6) 当時は1991年の民事訴訟法を適用していた。現民事訴訟法は2007年改正民事訴訟法を指し、新民事訴訟法は2012年新改正民事訴訟法を指す。

7) 中国では、執行職員には、執行員・書記官・司法警察等を含む。

8) 中国の司法警察には、主に二つの種類があり、人民法院の司法警察と人民検察院の司法警察がある。司法警察は、法律文書の送達もしくは犯罪容疑者の逮捕・連行および強制執行等を行う。

二. 執行管轄

10. 仲裁機関が下した国内仲裁判断・公証機関が法に基づき強制執行力を与えた公証債権文書は、被執行人の住所地または被執行財産所在地の人民法院が執行する。

前項事件の級別管轄⁹⁾は、各地の人民法院が訴訟事件を受理する級別管轄についての規定を参照し、確定する。

11. 国内仲裁手続において、当事者が仲裁機関を通じて人民法院に財産保全を申し立てる場合は、被申立人の住所地または保全財産所在地の基層人民法院¹⁰⁾が裁定して執行する。当事者が証拠保全を申し立てる場合は、証拠の所在地の基層人民法院が裁定し、執行を行う。

12. 国際仲裁手続¹¹⁾の中で、当事者が仲裁機関を通じて人民法院に財産保全を申し立てる場合は、被申立人の住所地または保全財産所在地の中級人民法院が裁定し、執行する。当事者が証拠保全を申し立てる場合は、証拠の所在地の中級人民法院が裁定し、執行する。

13. 特許管理機関が法に基づき下した処分決定・処罰決定は、被執行人の住所地または財産の所在地における省・自治区・直轄市の特許紛争事件を受理する権限を有する中級人民法院が執行を行う。

14. 国務院の各部門、各省・自治区・直轄市の人民政府および税関が、法規に基づき下した処分決定・処罰決定は、被執行人の住所地または財産の所在地の中級人民法院が執行を行う。

15. 二つ以上の人民法院が管轄権を有する場合には、当事者はそのうちの一つの人民法院に執行を申し立てることができる。当事者が二つ以上の人民法院に申し立てた場合は、最も先に立件した人民法院が管轄する。

16. 人民法院の間で執行管轄権をめぐる争いが生じた場合、双方の協議により解決する。協議が成立しないときは、双方が共通の上級人民法院に管轄の指定を申し立てる。

17. 基層人民法院および中級人民法院が管轄する執行事件で、特別の事情により上

9) 日本の事物管轄に類似する。

10) 中国の人民法院は、日本の裁判所とほぼ同じものであるが、基層・中級・高級・最高という四級に分かれる。

11) ここでの外国仲裁判断には、香港・マカオ・台湾の仲裁判断も含まれている。

級人民法院が執行を行う必要がある場合、上級人民法院に執行を依頼することができる。

三. 執行の申立ておよび移送

18. 人民法院が事件を受理し執行するには、以下の要件が備えられていなければならない。

- (1) 執行の申立てまたは移送の法律文書がすでに有効であること
- (2) 執行申立人¹²⁾が有効な法律文書に確定された権利者、その相続人または権利承継人であること
- (3) 執行申立人が法定期間内に申立てを提出すること
- (4) 執行を申し立てる法律文書には給付内容があり、かつ執行の目的物と被執行人が明らかであること
- (5) 義務者が有効な法律文書に定められた期限内に義務を履行していないこと
- (6) 執行の申立てを受理した人民法院の管轄に属すること

人民法院は、上記の要件をすべて満たした執行申立てについて、7日以内に立件しなければならない。上記の要件のいずれかを満たさない申立てについては、7日以内に執行申立ての不受理の裁定をしなければならない。

19. 有効な法律文書に対する執行は、一般には当事者が法に基づき申し立てなければならない。

扶養費・養育費等の給付内容を有する有効な法律文書、民事制裁決定書および刑事付帯私訴判決・裁定・調停書は、裁判廷が執行機関に移送し、執行される。

20. 執行を申し立てるときには、人民法院に以下の文書と証明書を提出しなければならない。

- (1) 執行申立書。執行申立書には、執行を申し立てる理由・事項・執行目的物および執行の申立人が知っている被執行人の財産状況を明記しなければならない。

執行の申立人が執行申立書に記入することに困難が明らかにある場合は、口頭で執行を申し立てることができる。人民法院の受付担当者は、口頭の申立てについて、筆記記録を作成し、執行申立人はこれに署名または署名または押印

12) 日本の民事執行法における債権者は、中国の民事執行に関する制度では執行申立人と呼ばれている。

しなければならない。

外国の一方当事者は、執行を申し立てる場合、中国語の執行申立書を提出しなければならない。当事者の所在国と中国との間で締結し、または共同で参加している司法共助条約に特別な規定があるときは、その条約の規定によるものとする。

- (2) 有効な法律文書の副本。
 - (3) 執行申立人の身分証明書。公民（個人）が申し立てる場合は、居民身分証を提出しなければならない。申立人が法人である場合は、法人の営業許可証の副本と法定代表者の身分証明書を提出しなければならない。その他の組織が申し立てる場合は、営業許可証の副本および主な責任者の身分証明書を提出しなければならない。
 - (4) 相続人または権利承継人が執行を申し立てる場合は、相続または権利の承継についての証明文書を提出しなければならない。
 - (5) 提出すべきその他の文書または証明書。
21. 仲裁機関の仲裁判断について執行を申し立てる場合は、仲裁条項を含む契約書または仲裁合意を人民法院に提出しなければならない。

外国仲裁機関の仲裁判断についての執行を申し立てる場合は、中国の駐外大使館・領事館からの認証または中国の公証機関からの仲裁判断書に対する中国語の公正証書を提出しなければならない。

22. 執行申立人は、執行の申立てを代理人に委託することができる。代理人に委託するときに、委託者によって署名または押印された授權委託書を人民法院に提出しなければならない。授權委託書には委託事項と代理人の権限を明記しなければならない。

委託された代理人は、当事者の代わりに、民事の権利を放棄・変更する、または執行和解を行う、あるいは弁済を受領する場合は、委託者からの特別な授權を受けなければならない。

23. 人民法院に強制執行を申し立てる場合、人民法院の訴訟費用規則（原文「人民法院訴訟収費弁法」）により執行申立ての費用を納めなければならない。

四. 執行前の準備および被執行人の財産状況に対する調査・解明

24. 人民法院は、執行事件の受理を決定した後 3 日以内に被執行人に執行通知書を発し、指定の期間内に有効な法律文書に確定された義務を履行するよう命じ、か

つ現民事訴訟法229条（新253条）に定める遅延履行期間の債務利息または履行遅延金の負担を命じなければならない。

25. 執行通知書の送達については、民事訴訟法における送達に関する規定を適用する。
26. 被執行人が執行通知書の指定する期間に有効な法律文書により確定された義務を履行しない場合には、速やかに執行措置を採らなければならない。

執行通知書の指定する期限内に、被執行人が財産を移転・隠匿・換価・破損した場合は、直ちに執行措置を採らなければならない。

人民法院が執行措置を採る際、裁定書を作成し、それを被執行人に送達しなければならない。

27. 人民法院は、非訟手続による有効な法律文書を執行する場合に、必要とするときは、有効な法律文書を作成した機関に文書資料を取り調べるができる。
28. 執行申立人は、自ら知っている被執行人の財産状況またはその手がかりを法院に提供しなければならない。被執行人は、自らの財産状況を事実どおりに人民法院に報告しなければならない。

人民法院は、執行中に、被執行人・関連機関・社会团体・企業事業組織または公民たる個人に対し、被執行人の財産状況を了知するための調査を行う権限を有し、調査にとって必要な資料を複製・書写しまたは撮影することができる。ただし、法に基づき秘密を保持しなければならない。

29. （人民法院は）被執行人の財産状況および義務の履行能力を調査・解明するために、被執行人もしくはその法定代表者または責任者に対し、人民法院に出頭することを命じ、尋問を受けさせることができる。
30. 被執行人が人民法院の要求に基づきその財産状況についての証拠材料を提供することを拒絶した場合、人民法院は、現民事訴訟法224条（新248条）により捜査することができる。
31. 人民法院は、法に基づき捜査する際に、被執行人が財産および証拠を隠匿する可能性のある場所・トランク・戸棚等について、開封するように命じたにも拘らず、被執行人が協力を拒否したときは、強制的に開封することができる。

五. 金銭給付の執行

32. 銀行（その支店・営業所・出張所（原文「貯蓄所」）を含む）・非銀行の金融機関・その他の貯蓄業務を有する組織（以下、「金融機関」と略称する）にある被

執行人の預金に対し、照会・凍結・振替を行う場合は、中国人民銀行・最高人民法院・最高人民検察院・公安部の「企業事業組織・機関・団体の銀行預金を照会・凍結・掘取振替に関する通知」(原文「關於查詢・凍結・扣划企業事業單位・機関・団体銀行存款的通知」)の規定に従い行う。

33. 金融機関が無断で人民法院の凍結した金員を解除することによって、その凍結された金員が移転された場合は、人民法院はその金融機関に期限内に移転された金員を回収するよう命じることができる。期限内に回収することができないときは、当該金融機関が移転した金員の額を、自己の財産をもって執行申立人に責任を負うことを裁定しなければならない。
34. 被執行人が金融機関である場合、それが人民銀行に預けている預金準備金および準備金(原文「備付金」)を凍結・掘取振替することができないが、その本機関・ほかの金融機関にある預金および人民銀行にあるその他の預金を凍結・振替することができる。また、被執行人のその他の財産に対し執行措置を採り得るが、その営業場所を差し押さえることはできない。
35. 被執行人たる公民が、その収入が貯蓄預金になった場合、預金証書を引き渡すよう命じなければならない。拒否されたときは、人民法院は、その預金を引き出す(原文「提取」)ことを裁定し、金融機関に執行協力通知書を発送し、かつ、有効な法律文書を付し、金融機関は、被執行人の預金を引き出し人民法院にこれを引き渡すか、または人民法院の指定する口座に預金を預け入れなければならない。
36. 被執行人が関係組織における収入を受領していない場合、人民法院は当該組織に執行協力通知書を発送し、その収入の差し押さえまたは引き出しに協力する裁定を行わなければならない。
37. 関係組織が、被執行人の収入に対する執行協力通知書を受領した後に、被執行人またはその他の者に無断で支払う場合、人民法院は、期限までに回収するよう命じることができる。関係組織が期限を過ぎても回収できないときは、人民法院は関係組織が支払うべき金額内において、執行申立人に対して責任を負うよう裁定しなければならない。
38. 被執行人は金銭給付能力がない場合、人民法院は被執行人のその他の財産に対して差押えの措置を採るよう裁定することができる。裁定書は被執行人に送達されなければならない。

前項措置を採る際に、関係組織の協力を必要とするときは、関係組織に執行協力通知書を裁定書の副本とともに送達しなければならない。

39. 差し押さえられた財産の価値は、被執行人が履行すべき債務の価値に相当しなければならない。
40. 人民法院は、その他の者が抵当権・留置権・質権を有している被執行人の所有する財産を差し押さえることができる。財産が競売・換金された後に得た金額については、抵当権者・質権者または留置権者が優先的に弁済を受けた後に、その残金部分を執行申立人の債権の弁済に用いる。
41. 動産に対する差し押えは、封印紙を貼り付ける方法によらなければならない。封印紙の貼付けについて不都合がある場合は、公告を張らなければならない¹³⁾。
財産権の証明書を有する動産または不動産に対して差し押さえるときは、関係管理機関に執行協力通知書を発しなければならない。また、関係管理機関に差押財産の移転・名義書換手続の禁止を要求し、同時に、被執行人が関連する財産権の証明書を人民法院に引き渡し保管するよう命ずることができる。必要と認めるときは、封印紙を貼り付けることまたは公告を張ること等の方法に基づき差し押さえることもできる。
関係管理機関に執行協力通知書も発送せず、封印紙を貼り付けずまたは公告も張らない場合は、その他の人民法院の差し押えに対抗することができない。
42. 差し押さえられた財産は、被執行人が保管の責任を負うように指定できる。差し押さえられた財産を引き続き使用することがその価値に対し重大な影響を及ぼさない場合は、被執行人が引き続き使用することが許される。被執行人の保管または使用上の過失により生じた損害は、被執行人が責任を負う。
43. 差押財産は、人民法院自らが保管することができ、またその他の組織もしくは個人に保管を委託することができる。保管人は、差押財産を使用してはならない。
44. 被執行人またはその他の者が無断で差し押え・凍結された財産を処分する場合、人民法院は、責任者に対し、期限内に処分された財産を回収または相当の賠償責任を負うよう命ずることができる。
45. 被執行人の財産が差し押さえられた後に、人民法院が指定した期間内に義務が履行された場合、人民法院は直ちに差し押えの措置を解除しなければならない。

13) 中国では、公告を張ることは差し押えの方法の一つとして「執行規定」に規律されているが、具体的な公告の場所および公告の期間についての問題は、法律で定められていない。実務では、差押物の所在地の周りに公告を貼り、および新聞に差押えの公告を載せる。

46. 人民法院は、被執行人の差押財産を換価（原文「変価」）するときは、競売機関に委託して競売を行わなければならない。

財産につき、競売を委託することができない、または競売の方法に適さない、もしくは当事者双方が競売を行う必要がないと合意した場合、人民法院は、関係組織にこれを引き渡して換金するかまたは自ら任意売却を手配することができる。

47. 被執行人の財産につき競売・換金を行う際に、人民法院は、法に基づき設立された資産価値評価機関（原文「資産評価機構」）に委託して価格の評価を行わなければならない。

48. 被執行人が差押財産を自ら換金することを人民法院に申し立てた場合は、人民法院はこれを許可することができる。ただし、人民法院は、被執行人が合理的な価格に基づき指定された期限内に換価することを監督すべきであり、かつその換価の金額を管理しなければならない。

49. 被執行人の財産を競売・換金するとの取引が成立した後は、直ちに金員と目的物を清算しなければならない。

被執行人の財産について、競売の委託・換金の手配のために生じた費用は、取得した金員から優先的に控除する。取得した金員が執行目的額（弁済分）および執行費用の総額を超える部分は、被執行人に返還しなければならない。

50. 被執行人が有効な法律文書に定める義務を履行しない場合、人民法院は、被執行人が自己の特許権・登録商標専用権・著作権（財産権の部分）などの知的財産権を譲渡することを禁止するよう裁定することができる。以上の権利について、登記主管部門があれば、同時に関係部門に執行協力通知書を発し、それが財産権譲渡の手続を行わないよう要求し、必要なときは、被執行人に財産権証書または使用权証書を人民法院に引き渡し、人民法院によって保管するよう命ずることができる。

前項の財産権に対し、競売・換金などの執行措置を採ることができる。

51. 被執行人が関係企業から受けるべき期限の到来した満期株式利息または配当金などの収益については、人民法院が、被執行人の引出しおよび関係企業の被執行人に対する支払いを禁止するよう裁定することができ、また、関係企業が執行申立人に直接に支払うよう求めることができる。

被執行人の予定された関係企業から受けるべき株式利息または配当金などの利益については、人民法院は凍結することができ、満期後の被執行人の引出しおよび関係企業の被執行人に対する支払いを禁止することができる。満期後、人民法

院は、関係企業から引き出すことができ、また受領書を発行することができる。

52. 被執行人が所有するその他の株式会社の株式は、人民法院が差し押さえることができ、かつ強制的に被執行人が会社法に関する規定に基づき株式を譲渡することもでき、さらに直接競売・換金を行い処分または被執行人が債務を弁済するために、株式をもって債権者に直接に弁済することができる。
53. 被執行人が所有する有限会社、その他の法人企業の投資権益または持分については、人民法院がこれを凍結することができる。

投資権益または持分を凍結する場合は、凍結された投資権益または持分の移転手続および被執行人に対する配当金もしくは利息の支払いの禁止を関係企業に通知しなければならない。被執行人は凍結された投資権益または持分を自ら譲渡することができない。

54. 被執行人の自分の資金で設立された法人企業に有する投資権益が凍結された後、人民法院は、債務者がその投資権益を譲渡し、譲渡による取得した金額を執行申立人に弁済することを直接裁定することができる。

被執行人の有限会社における凍結された投資権益または持分については、人民法院は、旧中華人民共和国会社法¹⁴⁾35条・36条（現72条から76条）の規定に基づいて、株主全員の過半数の同意を得た後に、競売、換金またはその他の方式で譲渡することができる。譲渡に同意しない株主は、当該譲渡される投資権益または持分を購入しなければならないが、購入しない場合は、譲渡に同意したものとみなし、執行には影響を及ぼさない。

人民法院は、被執行人に自ら投資権益または持分を譲渡することを許可したうえで（その譲渡行為を）監督することができ、譲渡により得た収益を執行申立人の債権を弁済することに用いることができる。

55. 被執行人の中国と外国との合弁企業（原文「中外合資企業」）・協力経営企業（原文「合作経営企業」）にある投資権益または持分は、合弁または協力の相手方の同意、および対外経済貿易主管機関の認可を得て、凍結された投資権益または株権持分を譲渡することができる。

被執行人は中国と外国との合弁企業・協力経営企業にある投資権益または持分を除き、別に執行しうる財産がなく、かつその他の株主が譲渡することに同意しない場合、被執行人の持分を直接強制的に譲渡することができるが、他の合弁する相手方の優先購買権を保護しなければならない。

14) 当時は1993年の会社法を適用していたが、2005年に現行会社法に改正された。

56. 関係企業は、人民法院からの「凍結協力通知書」を受領した後に、無断で被執行人に株式利息または配当金を支払うあるいは無断で被執行人のために凍結された持分の移転手続を行うことによって移転された財産を回収することができなくなった場合は、支払った株式利息・配当金または移転した持分の価値の範囲内で、執行申立人に責任を負わなければならない。

六. 財産の引渡しおよび執行行為の完了

57. 有効な法律文書にて被執行人が特定物を引き渡すことを確定した場合、原状物を執行しなければならない。原状物が隠匿されまたは違法に移転されたときは、人民法院は、(被執行人が原状物を) 引き渡すことを命ずることができる。原状物が明らかに変質し、損壊しまたは滅失したときは、金額に換算のうえ賠償し、または目的物の価値に基づいて被執行人のその他の財産を強制執行するよう裁定しなければならない。
58. 関係組織または公民は、法律文書にて引渡し指定された財物または有価証券を占有して、人民法院からの執行協力通知書または通知書を受領した後に、被執行人に協力して財物または有価証券を移転する場合、人民法院は、関係者に期限内に(財物または有価証券を) 回収するよう命ずることができる。期限を過ぎても回収しないときは、(関係組織または公民は) 賠償の責任を負うことを裁定しなければならない。
59. 被執行人の財産を、競売もしくは換金しまたは代物弁済を裁定なされた後に、現在の占有者から買受人または執行申立人へ引き渡す必要がある場合は、現民事訴訟法225条(新249条)・227条(新251条)および本規定の57条・58条に従う。
60. 被執行人が有効な法律文書によって指定された行為の履行を拒む場合、人民法院は、その履行を強制することができる。
- 代替履行できる行為については、関係組織またはその他の者に委託して完成することができるが、以上の行為を完成するために生じた費用は、被執行人が負担する。
- 被執行人のみで完成できる行為について、説示を経てもなお被執行人が履行をしないときは、人民法院は、執行妨害についての関係規定に従って行わなければならない。

七. 被執行人の期限が到来した債権に対する執行

61. 被執行人が、債務を弁済することができないものの、本件以外の第三者に対して期限が到来した債権を有する場合、人民法院は執行申立人または被執行人の申立てによって、第三者に「期限が到来した債務を履行する通知書」（以下、「履行通知」と略称する）を送ることができる。履行通知は、第三者に直接に送達されなければならない。

履行通知には、以下の内容を含めなければならない。

- (1) 第三者は、被執行人に対する債務を、執行申立人に直接に履行し、被執行人に弁済してはならない。
- (2) 第三者は、履行通知を受領した後の15日以内に、執行申立人に債務を履行しなければならない。
- (3) 第三者は、期限が到来した債権の履行に対し異議がある場合、履行通知を受領した後の15日以内に執行法院に（異議を）提出しなければならない。
- (4) 第三者が上述の義務に違反した法的効果。

62. 第三者の履行通知に対する異議は、一般に、書面の方式で提出しなければならない。口頭で提出する場合は、執行職員が記録し、かつ第三者が署名もしくは押印しなければならない。

63. 第三者が履行通知に指定される期間内に異議を提出した場合、人民法院は、第三者に対し強制執行してはならず、提出された異議に対し審査を行わない。

64. 第三者が、自ら履行能力がないこと、または執行申立人と直接の法律関係がないことを主張することは、本規定に定める異議に属しない。

第三者が債務の一部を認め、一部につき異議がある場合は、認めた部分に対し強制執行することができる。

65. 第三者が履行通知に指定される期限内に異議を提出せずかつ履行しない場合、執行法院は、第三者に対し強制執行することを裁定することができる。当該裁定は同時に第三者および被執行人に送達される。

66. 被執行人が人民法院の履行通知を受領した後に、第三者に対して債権を放棄するまたは第三者の履行期限を延長する行為は無効であり、人民法院は依然として第三者に異議なくかつ履行しない状況において、強制執行を行うことができる。

67. 第三者が人民法院による期限到来の債務を履行する通知を受領した後に、無断で被執行人に履行したことによって、被執行人に履行した財産を回収することができない状況に陥った場合、履行した財産の範囲で被執行人とともに債務弁済の

連帯責任を負うほか、その執行妨害の責任が追及される。

68. 第三者に対し強制執行の裁定を下した後に、第三者に執行できる財産が明らかでない場合は、第三者が有している他の者の期限到来の債権について強制執行してはならない。
69. 第三者が人民法院の履行通知により、執行申立人に債務を履行した、または強制執行された後は、人民法院はかかる証明をしなければならない。

八. 訴外者 (原文「案外人」¹⁵⁾) の異議に対する処理¹⁶⁾

70. 訴外者が執行目的物に対して権利を主張する場合は、執行法院に異議を提出することができる。

訴外者の異議は一般に書面の方式で提出し、かつ十分な証拠を提供しなければならない。書面の形式で提出することが難しいことが明らかなきは、口頭で提出することができる。

71. 訴外者が提出した異議について、執行法院は、現民事訴訟法204条 (新227条) に基づいて審査しなければならない。

審査期間には、財産について、差押え・凍結などの保全措置をとることができるが、処分を行ってはならない。実施している処分措置を停止しなければならない。

審査を経て、訴外者の異議の理由が不成立であると認めるときは、異議を却下することを裁定し、引き続き執行を行う。

72. 訴外者が異議を提出した執行目的物は法律文書に引渡しを指定した特定物であり、審査を経て訴外者の異議の成立を認めるときは、院長の同意を得て、有効な法律文書に定める当該項目の内容について執行を中止するよう裁定する。

73. 執行目的物は、有効な法律文書に交付を指定した特定物に属しないものであ

15) 中国では、「案外人」とは事件の審理に参加してはいないが、事件についての判決の結果に利益関係がある第三者のことといい、「第三人」とは区別して用いる。日本では、中国の「案外人」と「第三人」を区別することなく、一般に「第三者」というようである。

16) 2007年の民事訴訟法が改正される前に、中国における執行に対する不服の救済制度には、訴外者の異議しかなかったが、2007年改正にて、執行異議および訴外者異議の訴え (日本の第三者異議と同じ) という二つの制度を設けられた。本規定は、1991年民事訴訟法に基づいて作成された司法解釈であるので、訴外者異議制度についてのみ規律している。

り、審査を経て訴外者の異議の成立を認めるときは、院長の同意を得て、当該目的物の執行を停止する。すでに採った執行措置は、直ちに解除または取り消し、かつ当該目的物を訴外者に返還しなければならない。

74. 訴外者が提出した異議について、すぐに成立するか否かを確定することが困難である場合、または訴外者が有効な担保をすでに提供したことが明らかな場合は、差押えを解除することができる。執行申立人が有効な担保を提供したことが明らかな場合は、執行を続行することができる。担保を提供することにより、差押えの解除または執行の続行に明らかに誤りがあり、かつ相手方に損失をもたらしたときは、担保財産をもって賠償するよう裁定しなければならない。
75. 上級人民法院の法律文書を執行する際に、本規定72条に定める状況があった場合、または執行財産に対し、上級人民法院が財産保全の裁定を下す際に本規定73条・74条に定める状況があった場合は、上級人民法院の許可（原文「批准」）を受けなければならない。

九. 被執行主体の変更および追加

76. 被執行人が法人格のない私営独資企業であり、法律文書によって確定された義務を履行できない場合、人民法院は、当該独資企業の事業主のその他の財産を執行することを裁定することができる。
77. 被執行人が組合（原文「個人合伙組織」）または共同組合（原文「合伙型联营企業」）であり、かつ有効な法律文書によって確定された義務を履行できない場合は、人民法院は当該共同経営組織の共同経営者または共同経営に参加している企業法人を被執行人として追加するよう裁定することができる。
78. 被執行人が企業法人の支部であり、かつ債務を弁済できない場合は、当該企業法人を被執行人とすることを裁定することができる。当該企業法人が直接経営・管理する財産でもって債務を依然として弁済できないときは、人民法院は当該企業法人のその他の支部の財産を執行するよう裁定することができる。
- 請け負われているまたは賃貸されている当該企業法人の支部の財産を執行しなければならないときは、請負人または賃借人の投資および収益について法に基づき保護しなければならない。
79. 被執行人が法が定める手続により二つまたはそれ以上の法人資格がある企業に分割された後に存続している企業は、分割合意によって確定された比率に従って債務を引き受ける。法定手続によらず分割された後に存続している企業は、それ

が被執行企業から受けた資産につき、元の企業の総資産に占める比率に基づいて、執行申立人に対し責任を負うよう裁定する。

80. 被執行人は、債務を弁済する財産がなく、その設立した組織が設立した時に投入した登録資金に虚偽があった、または登録資金を引き出して逃げた場合は、その設立した組織を被執行人に変更または追加し、登録資金の虚偽または引き出した登録資金の範囲まで、執行申立人に責任を負うよう裁定することができる。
81. 被執行人が（登記事項等を）取り消され、または抹消され、あるいは廃業された後に、上級主管部門または設立組織が被執行人の財産を無償で引き受けて、被執行人の債務を弁済する財産がなくなった、または残された財産が弁済に不足する場合は、上級主管部門または設立組織が引き受けた財産の範囲で責任を負うよう裁定することができる。
82. 被執行人の設立組織がすでに登録資金または引き受けた財産の範囲でその他の債権者に対しすべての責任を負った場合、人民法院は、設立組織に対し再び責任を負うよう裁定することができない。
83. 現民事訴訟法209条（新232条）・最高人民法院の「民事訴訟法の適用に関する若干問題についての意見」271条から274条および本規定により、被執行主体の変更および追加を裁定する場合は、執行法院の執行機関によって取り扱われる。

十. 執行担保および執行和解

84. 被執行人またはその担保人が財産で人民法院に執行担保を提供した場合、『中華人民共和国担保法』に関する規定により、担保物の種類・性質に基づき、担保物を執行法院に引き渡すか、または法に基づき関係機関に登記手続を取り扱わなければならない。
85. 人民法院の事件の審理期間に、保証人が被執行人のために保証を提供し、人民法院がこれに基づき、被執行人の財産に対し保全措置を採らず、または保全措置を解除しない場合で、事件が審理終結された後に被執行人に執行できる財産がない、またはその財産では債権の償還に不足するときは、たとえ有効な法律文書に保証人が責任を負うことが確定されていなくとも、人民法院は、保証責任の範囲で保証人の財産を執行するよう裁定することができる。
86. 執行中、双方当事者は、自由な意思により和解合意に達し、有効な法律文書に確定された義務履行の主体・目的物およびその数量・金額・履行期限・履行方式を変更することができる。

和解合意は、一般に書面の形式を採らなければならない。執行職員は、和解合意の副本を付属文書としなければならない。書面の合意がない場合、執行職員は和解合意の内容を記録し、かつ双方当事者が（記録に）署名または押印しなければならない。

87. 当事者間に成立した和解合意が合法・有効であり、かつすでに履行が完了した場合は、人民法院は執行事件の終結として処理する。

十一．複数債権者の一人の債務者に対する執行申立ておよび配当参加

88. 複数の有効な法律文書にて金銭給付内容を確定した複数の債権者は、それぞれ同一の被執行人に対し執行を申し立て、かつ各債権者が執行目的物に対しいずれも担保物権を持たない場合、執行法院が執行措置を採る順位により、弁済を受ける。

複数債権者の債権の種類が異なる場合、所有権および担保物権に基づき有する債権は、金銭債権より優先して弁済を受ける。複数の担保物権を有するときは、各担保物権の成立の順位により弁済を受ける。

一つの有効な法律文書にて金銭給付内容を確定した複数の債権者は、同一の被執行人に対し執行を申し立て、執行の財産がすべての債務の弁済に不足する場合、各債権者は執行目的物に対しすべて担保物権を持たないとき、各債権に比例して弁済を受ける。

89. 被執行人が企業法人であり、その財産がすべての債務の弁済に不足する場合、当事者は法に基づき被執行人の破産を申し立てることができる。
90. 被執行人が公民またはその他の組織であり、その全部または主要な財産が一つの人民法院に金銭給付内容を確定した有効な法律文書に対する執行のために差し押さえられ、または凍結され、かつその他の執行できる財産がないまたはその他の財産がすべての債務の弁済に不足する場合は、被執行財産の執行が完了する前に、当該被執行人に対する金銭債権の執行根拠を取得したその他の債権者は、被執行人の財産に対し配当参加を申し立てることができる。
91. 被執行人の財産に対する具体的な配当への参加は、最初に差押え・凍結した法院が主宰して行う。

最初の差押え・凍結した法院が採った執行措置が財産保全裁定の執行である場合、具体的な配当は当該法院の事件審理終結後に行わなければならない。

92. 債権者が配当参加を申し立てる場合、当初の執行申立法院に配当参加の申立書

を提出し、(申立書に) 配当参加の理由を明記し、かつ執行根拠を付さなければならぬ。当該執行法院は、配当参加の申立書について配当を主宰する法院に転送し、かつ執行の状況を説明しなければならない。

93. 人民法院が差押えまたは凍結した財産に対し優先権・担保権を有する債権者は、配当手続への参加を申し立て、優先弁済権を主張することができる。
94. 配当参加事件における執行できる財産については、優先権・担保権を有する債権者に対し法律に定められた順位により、優先弁済を受けた後、それぞれの債権額に比例して配当を行う。
95. 被執行人の財産が各債権者に配当された後に、被執行人はその剰余債務について引き続き弁済しなければならない。債権者は被執行人がその他の財産を有することを発見した場合、人民法院は、債権者の申立てに基づき、法に基づき引き続き執行することができる。
96. 被執行人が企業法人であり、整理または清算を経ておらず、(登記事項等を) 取り消され、または抹消され、あるいは廃業され、その財産がすべての債務の弁済に不足する場合、本規定90条から95条を参照し、各債権者の債権額に比例した弁済をしなければならない。

十二. 執行妨害行為に対する強制措置の適用

97. 人民法院に出頭して尋問を受けなければならない被執行人または被執行人の法定代表者または責任者に対し、二度にわたる召喚状による召喚を経て、正当な理由なく出頭を拒否した場合、人民法院はそれらの者に対し勾引を行うことができる。
98. 被勾引人に対する調査・尋問は、24時間を超えることができず、調査・尋問を受けた後に被勾引人の人身の自由を制限することができない。
99. 本(執行法院)管轄区以外で勾引措置を行う場合、被勾引人を現地の法院に勾引しなければならないが、現地の法院がこれに協力しなければならない。
100. 被執行人またはその他の者に、以下に列挙する有効な法律文書に対する履行拒否または執行妨害行為の一つがある場合、人民法院は現民事訴訟法102条(新111条)により処理することができる。
 - (1) 人民法院に提供する執行担保財産を隠匿・移転・換金・破損した場合
 - (2) 訴外者が被執行人と悪意をもって結託し、被執行人の財産を移転した場合
 - (3) 人民法院の執行公告・封印紙を故意に破り捨てた場合

- (4) 被執行人の履行能力に関する重要な証拠を偽造・隠匿・滅失し、人民法院が被執行人の財産状況を明らかに調査することを妨害した場合
 - (5) 被執行人の財産状況および義務の履行能力についての問題に対し、その他の者にそれに偽証するよう唆したり、買収したり、脅迫したりした場合
 - (6) 人民法院が法に基づき捜査することを妨害した場合
 - (7) 暴力・脅迫またはその他の方法で執行を妨害したり、またはそれに抵抗したりした場合
 - (8) 執行現場で騒いだり、執行現場を攻撃したりした場合
 - (9) 人民法院の執行職員または執行協力人に対し、侮辱・誹謗・誣告・包囲攻撃・脅迫・殴打あるいは報復攻撃を行った場合
 - (10) 執行事件の資料・公務執行車両・その他の執行機械・執行職員の服装および公務執行証書を破損・強奪した場合
101. 執行手続中に、被執行人またはその他の者は有効な法律文書の履行を拒否する、もしくは執行妨害の状況が著しく刑事責任を追及する必要がある場合、関連資料を関係機関に引き渡して処理しなければならない。

十三. 執行の中止・終結・終了¹⁷⁾および執行回復¹⁸⁾

102. 以下の状況の一つがある場合、人民法院は現民事訴訟法232条1項5号（新256条1項5号）に基づき、執行中止を裁定しなければならない。
- (1) 人民法院が被執行人を債務者とする破産申立てをすでに受理した場合
 - (2) 被執行人が執行できる財産を明らかに有していない場合
 - (3) 執行目的物がその他の法院または仲裁機関が審理している事件の係争物であり、当該事件の審理の終了による権利の帰属の確定を待つ必要がある場合
 - (4) 一方の当事者が仲裁判断の執行を申し立て、他方の当事者が仲裁判断の取消しを申し立てる場合
 - (5) 仲裁判断の被執行人が現民事訴訟法213条2項（新237条2項）により、人民

17) 中国では、執行中止は、執行の一時的な停止を意味し、執行終結は、執行の終局的な停止を意味し、執行終了（中国では「執行結案」という）は、執行完了を意味する。

18) 中国法において、執行回復（中国では「執行回転」という）とは、執行終結後、執行の根拠である判決・裁定およびその他の法律文書に明らかに誤りがあり、人民法院に取り消されたときは、執行された財産について人民法院は裁定をし、財産を取得した者に返還を命じなければならない、返還を拒むときは強制執行する、という制度である。

法院に不執行（原文「不予執行」）の請求を提出し、かつ適当な担保を提供した場合

103. 裁判監督手続により提審¹⁹⁾または再審する事件については、執行機関は上級法院または本院が下した執行中止裁定書に基づき執行を中止する。

104. 執行中止の状況が消滅した後、執行法院は当事者の申立てまたは職権に基づき執行を回復することができる。

執行回復については、書面で当事者に通知しなければならない。

105. 執行中、被執行人が人民法院に破産宣告を裁定された場合、執行法院は現民事訴訟法233条6項（新257条6項）により、執行終結を裁定しなければならない。

106. 執行中止および執行終結の裁定書には、中止または終結の理由および法的根拠を明記しなければならない。

107. 人民法院は、有効な法律文書を執行する場合、一般に、立件の日から6か月以内に執行終結しなければならない。ただし、執行中止の期間を除く。明らかに特別な状況があり、延長の必要があるときは、本院院長の同意を得ることとする。

108. 執行事件終結の方式は以下のとおりとする。

- (1) 有効な法律文書により確定した内容について、全部執行が完了した。
- (2) 執行終結を裁定した。
- (3) 不執行を裁定した。
- (4) 当事者間での合意が成立し、すでにその履行が完了した。

109. 執行中または執行完了後、執行の根拠とする法律文書が人民法院またはその他の関係機関により取り消されまたは変更された場合、元の執行機関は、現民事訴訟法210条（新233条）により、当事者の申立てまたは職権に基づき、新たな有効な法律文書に従い、執行回復の裁定を下し、元の執行申立人がすでに取得した財産およびその利息を返還するよう命じなければならない。返還を拒否したときは、強制執行をする。

執行回復について、改めて立件し、執行手続に関する規定を適用しなければならない。

110. 執行回復の際に、執行された目的物が特定物である場合は、原状物を返還しなければならない。原状物を返還できないときは、金銭に換算して賠償することができる。

19) 上級審が再審することである。

十四．執行委託・執行協力および執行争議の調整

111. 執行委託を必要とするすべての事件について、委託法院は立件後の1カ月以内に執行委託の手続を行って終了しなければならない。当該期限を過ぎて委託する場合は、受託法院の許可を得なければならない。
112. 委託法院は、被執行人に以下の状況があることが明らかになった場合、速やかに法に基づき執行中止または執行終結を裁定しなければならない。現地の法院に執行を委託することはできない。
- (1) 確定の住所がなく、長期にわたり行方不明で、かつ執行できる財産がない場合
- (2) 関係法院は、被執行人を債務者とする破産事件をすでに受理した、またはその破産をすでに宣告した場合
113. 執行委託は、一般に、同級の人民法院の間で行わなければならない。受託法院の同意を経て、一級上の法院に執行を委託することができる。
- 被執行人が軍需産業である場合は、その所在地の軍事法院に執行を委託することができる。
- 執行目的物が船舶である場合は、関係海事法院に執行を委託することができる。
114. 委託法院は受託法院に書面の委託書を発行し、かつ執行根拠とする有効な法律文書の副本、立件審査許可表の写しおよび財産保全状況・被執行人の財産状況・有効な法律文書の履行状況を含む関係状況の説明を付し、さらに委託法院の住所・電話番号・担当者等を明記しなければならない。
115. 執行委託の事件の実際に支出した費用は、受託法院が被執行人から受け取り、明らかに必要がある場合、執行申立人から前払いを受けることができる。委託法院がすでに執行申立人から費用の前払いを受けたときは、前払いの費用を受託法院に引き渡さなければならない。
116. 事件の執行が委託された後は、受託法院の同意を得ず、委託法院は自ら執行することができない。
117. 受託法院は委託を受けた後、速やかに指定の担当者・電話番号・住所等を委託法院に通知しなければならない。執行委託の手続・資料の不備を発見したときには、直ちに委託法院にその補充を要求しなければならない。ただし、これにより委託を受けることを拒否することができない。
118. 受託法院は、執行を受託する事件に対し、民事訴訟法および最高人民法院の

関連する規定に厳格に従い、執行しなければならず、法に基づき強制執行措置および執行妨害行為に対する強制措置を採ることができる。

119. 被執行人は、受託法院の所在地に工商登記または戸籍登記があるが、その者自身が行方不明である場合は、執行できる財産があれば、その財産に対し直接に執行することができる。
120. 担保執行・和解執行の状況および訴外者が法律文書により交付を指定するものに属さない執行目的物について提出した異議については、受託法院は関連する法律規定により処理することができ、かつ速やかにこれを委託法院に通知する。
121. 受託法院が執行中に、被執行人の変更が必要であると認める場合、関連する状況を委託法院に書面で通知しなければならず、委託法院は法に基づき被執行人を変更する裁定を下すか否かを決定する。
122. 受託法院は、執行受託の事件が執行を中止・終結すべきであると認めた場合、関連する証拠資料を提供し、委託法院に裁定を下すよう書面で告知しなければならない。受託法院が提供した証拠資料が確実・充分である場合、委託法院は速やかに執行の中止または終結の裁定をしなければならない。
123. 受託法院は委託執行する法律文書に誤りがあり、かつ執行すれば執行回復が難しくまたは執行回復ができなくなる可能性があるとして認める場合、まず差押え・凍結等の保全措置を採り、必要なときは保全の金員を法院の口座に振り替え、その後委託法院に書面で審査を依頼しなければならない。受託法院は、委託法院の審査結果に基づき、引き続き執行するかまたは執行を停止する。
124. 人民法院が管轄地域以外の所で執行する場合、現地の人民法院は、積極的に協力し、共同して障害を排除し、執行職員の人身安全および執行の装備・目的物が侵害を受けないよう、保証しなければならない。
125. 複数の人民法院が関連事件の執行中に争議を起こした場合、協議して解決しなければならない。協議が不成立のときは、一級ごとに上級法院に報告し、共同の上級法院にも報告し、調整処理することを依頼する。

執行の争議は、高級人民法院の調整を経ても協議が不成立のときは、高級人民法院が最高人民法院に書面で報告し、調整処理することを依頼する。
126. 執行中、二つの地域の人民法院または人民法院と仲裁機関が、同一の法律関係について異なる裁判内容の法律文書を作成した場合、各関係法院は直ちに執行を停止し、共同の上級法院に報告し、処理を依頼しなければならない。
127. 上級法院が執行争議についての事件を調整処理する際に、必要と認めるときは、関係する金員を本院の指定する口座に振り替えるよう決定することができる。

128. 上級法院が、下級法院の間の執行争議に対し調整した場合、作成した処理決定を、関係法院は執行しなければならない。

十五. 執行監督

129. 上級人民法院は、法に基づき下級人民法院の執行業務を監督する。最高人民法院は、法に基づき地方の各地人民法院および専門法院の執行業務を監督する。

130. 上級法院は、下級法院が執行中に下した裁定・決定・通知または具体的な執行行為が不相当であるかまたは誤りがあることを発見した場合、速やかに下級法院にその是正を命じ、かつ関係法院に執行を一時的に延期するよう通知しなければならない。

下級法院は、上級法院の指令を受けた後、直ちに是正しなければならない。上級法院の指令に誤りがあると認める場合は、当該指令を受けた後5日以内に、上級法院に再度審議を請求することができる。

上級法院が再度審議の請求の理由が不成立であると認めたにも拘らず、下級法院がなおも是正しない場合、上級法院は直接に裁定または決定を下し是正して、その裁定または決定を関係法院および当事者に送達することができ、かつ関係組織に執行協力通知書を直接発送することができる。

131. 上級法院は下級法院が執行した非訟の有効な法律文書に不執行の事由があることを発見し、法に基づき不執行の裁定がなされるべきであるのになされていない場合、下級法院に対して指定の期限内に裁定を下すよう命じることができ、必要ときは、不執行を直接裁定することができる。

132. 上級法院は下級法院の執行事件（受託・委託執行の事件を含む）が規定の期限内に執行終結できない場合、裁定・決定・通知を作成すべきであるのになされていない場合、または法に基づき具体的な執行行為を実施すべきであるのになされていないことを発見した場合、下級法院に期限内に執行する、速やかに関係裁定などの法律文書を作成する、または相応の措置を採ることを督促しなければならない。

下級法院が長期にわたり執行終結できない事件について、明らかに必要なときは、上級法院は、本院より執行するかまたは下級法院と共同で執行するかを決定することができ、また本管轄区の他の法院が執行するよう指定することもできる。

133. 上級法院は、下級法院の執行事件に対し監督・指導・協力する際、執行根拠

とする法律文書に明らかな誤りがあることを発見した場合、下級法院に執行を一時的に停止するよう書面で通知し、かつ裁判監督手続により処理しなければならない。

134. 上級法院が上告事件の再調査期間に有効な法律文書に対し執行を一時停止するよう決定した場合、関係裁判廷は執行の一時停止の通知の写しを執行機関に送付しなければならない。

135. 上級法院は執行の一時停止を通知する場合は、それと同時に執行の一時停止の期限を指定しなければならない。執行の一時停止の期限は、一般に3か月を超えることができない。特別な状況があり延長が必要である場合には、院長の同意を得て、速やかに下級法院に通知しなければならない。

執行の一時停止の原因が解消された後は、速やかに執行法院に執行回復を通知しなければならない。期限満了後、上級法院が引き続いて執行の一時停止を行うことを通知しなかった場合、執行法院は執行を回復することができる。

136. 下級法院が上級法院の裁定・決定または通知に従わず執行して、深刻な影響をもたらした場合、関連規定に基づき関係主管人および直接責任者の責任を追及する。

十六. 付 則

137. 本規定は公布日から試行する。

本院（最高人民法院）が以前に作成した司法解釈が本規定と抵触する場合、本規定を基準とする。本規定で言及されていない事項は、以前の規定に従い行う。